

個別排水処理施設（合併処理浄化槽）・農業集落排水施設（下水道）
使用料の人数算定変更手続きを

井戸水など自家水使用で水道メーターが設置されていない世帯や町水道水使用世帯のうち、営農用水など個別排水処理施設（農業集落排水施設）に流入しない水量が多い場合、届け出により世帯の使用人数で使用料を算定しています。

この人数算定をしている世帯で、転入出・転居や出生、死亡により、住民票変更の手続きで人数が変わる場合は、上下水道課にご連絡をお願いします。

また、離農で営農用水を使用しなくなった場合、水道使用量から算定するメーター算定への変更もできますので、合わせてご連絡ください。

■問合せ 上下水道課下水道係（☎ 47-2118 役場 1 階 窓口 5 番）

訓子府町収納代理金融機関変更のお知らせ

北洋銀行からの申し出により、北洋銀行の訓子府町収納代理金融機関としての指定が、令和 4 年 3 月 31 日をもって終了しました。

令和 4 年 4 月 1 日以降、北洋銀行で訓子府町の町税、保険料、各使用料および上下水道料金などを窓口納付する場合は、手数料が必要となります。

これまで北洋銀行で納付いただいていた方は、下記の金融機関または訓子府町役場窓口での納付をお願いします。

大変ご不便をお掛けしますが、ご理解をお願いします。

■納付に関する問合せ

・町税に関すること	町民課（☎ 47-2193）
・保険料に関すること	福祉保健課（☎ 47-5555）
・住宅使用料に関すること	建設課（☎ 47-2118）
・上下水道料に関すること	上下水道課（☎ 47-2118）
・その他	出納室（☎ 47-2162）

【令和 4 年 4 月以降、納付できる場所】
※手数料はかかりません。

○次の金融機関の本店、各支店

・北見信用金庫
・きたみらい農業協同組合
・北海道銀行
・ゆうちょ銀行、郵便局

○訓子府町役場窓口

訓子府町の選挙人名簿投票区別登録者数

1				2				3				4			
行政区	今回の有権者数（人）			行政区	今回の有権者数（人）			行政区	今回の有権者数（人）			行政区	今回の有権者数（人）		
	男	女	計		男	女	計		男	女	計		男	女	計
東幸町	207	231	438	日出町	87	104	191	西 富	54	62	116	末広町	121	159	280
西幸町	123	109	232	穂 波	98	139	237	北 栄	44	53	97	実 郷	47	42	89
東 町	183	246	429	柏 丘	77	77	154	駒 里	39	35	74	緑 丘	33	31	64
元 町	30	34	64	日 出	60	65	125	弥 生	29	37	66	協 成	16	15	31
旭 町	87	100	187	大 谷	41	31	72	農 試	12	6	18	開 盛	15	7	22
大 町	45	53	98	福 野	67	58	125	高 園	59	58	117	常 盤	8	7	15
栄 町	88	94	182	計	430	474	904	計	237	251	488	豊 坂	27	26	53
若富町	85	98	183									清 住	62	63	125
若葉町	85	79	164									計	329	350	679
計	933	1,044	1,977									合 計	1,929	2,119	4,048

※行政区の仲町は栄町に、美園は常盤にそれぞれ統合されており、上記表には掲載していません。

国民健康保険

後期高齢者医療保険制度

感染または感染が疑われる方が療養のため仕事を休んだとき、傷病手当金を支給します。

○対象者 次の要件に全て該当する方

①国民健康保険または後期高齢者医療制度の被保険者

②新型コロナウイルス感染症の療養のため仕事ができないこと

※受診した医療機関や事業主の証明が必要です。

③休んだ期間について給与などがもらえないこと

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う
傷病手当金の支給を延長

④ 4 日以上休んでいること

○支給内容 勤務することができなくなった日から起算して 3 日を経過した日から勤務することができない期間のうち、就労を予定していた日数が支給対象となります

○適用期間 令和 4 年 6 月 30 日(木)まで

○申込み 福祉保健課医療給付係（☎ 47-5555）

※感染拡大防止の観点から、できるだけ電話でお問い合わせください。

PCR 検査キットの無料配布期間を延長

新型コロナウイルス感染症まん延防止対策のため、PCR 検査キットの無料配布期間を 7 月 29 日まで延長します。

○対象者

- ・まん延防止等重点措置などによる往来制限地域に連続して 2 日以上滞在した町民の方
- ・オホーツク管内を除く地域に連続して 2 日以上滞在した町民の方
- ・新型コロナウイルス感染症の感染者や濃厚接触者などの感染リスクが高い方と接触した町民の方

○検査方法 総務課防災危機管理係（☎ 47-2112）までお問い合わせください

○無料配布回数 1 人につき 3 回まで

○実施期間 令和 4 年 7 月 29 日(金)まで

○注意事項 検査キットによる判定は、高リスク・低リスクによる判定となります。高リスクの結果となった場合は、個人から直接、北見保健所（☎ 24-4171）に相談してください。

※新型コロナウイルス感染症の陽性・陰性は、保健所が実施する行政検査により判定されます。

情報公開、個人情報保護制度の運用状況

訓子府町情報公開条例・個人情報保護条例に基づく、令和 3 年度の制度運用状況について公表します。

■情報公開・個人情報保護審査会の意見を聴いて、実施機関が相当な理由があると認め住民基本台帳登録情報を利用した個人情報について

- ・広報新年号取材用リスト
- ・避難行動等要支援者名簿
- ・高齢者ハイヤー・路線バス利用サービス等対象者リスト
- ・新型コロナウイルス対策事業
- ・地方公共交通計画の策定に関する事務
- ・高齢者を含む世帯名簿
- ・高齢者夫婦世帯名簿
- ・高齢者単身者世帯名簿
- ・誕生がん検診名簿

- ・予防接種対象者名簿（成人用肺炎球菌予防ワクチン）
- ・敬老祭対象者名簿
- ・新型コロナウイルスワクチン接種事業
- ・特定健康診査受診勧奨事業
- ・70 歳以上単身者及び一方が 70 歳以上夫婦世帯名簿
- ・温泉保養センターことぶき券対象者名簿
- ・上下水道事業の世帯及び給排水人口の実態調査
- ・子ども会安全会加入対象者名簿
- ・令和 4 年成人式対象者名簿
- ・こども園入園対象者名簿
- ・高齢者世帯防火診断
- ・北見地区消防組合通信指令台の地図検索装置データ更新
- ・北見地区消防組合訓子府消防団入団対象者名簿

■令和 3 年度の情報開示請求はありません